新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年８月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第56号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年新潟県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後

別表第６の４（第21条の12、第21条の13関係）

土壌の汚染状況の評価に係る基準値

番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値
（略）			
３	１，１－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.1ミリグラム	
（略）			

改　　正　　前

別表第６の４（第21条の12、第21条の13関係）

土壌の汚染状況の評価に係る基準値

番号	有害物質の種類	土壌溶出量基準値	土壌含有量基準値
（略）			
３	１，１－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.02ミリグラム	
（略）			

附　則

この規則は、公布の日から施行する。